

『輸出にあたり外国政府から不当な取扱いを受けたので相談したい』

中小企業等の輸出に関する海外市場アクセス 政府レベル支援制度

日本政府では、日本貿易振興機構（JETRO）と連携し、個別事業者が輸出にあたって外国政府から不当な取扱いを受け、輸出の機会を失っている場合に、問題解決に向け日本政府が外国政府に対して照会又は改善要望を行います。

対象となる方

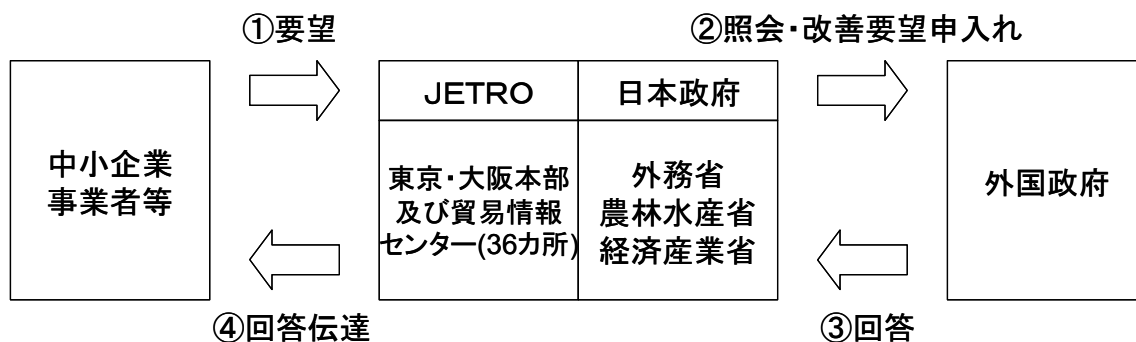
例えば、次のような事例があった場合の中小企業等の輸出者

- ・ これまで、輸入許可が認められていた我が国企業の製品が、担当者の解釈の変更により、許可が得られなくなった旨の通知が公文書でなされた。
- ・ 基準・認証制度の不当な変更により、我が国企業の製品が排除された。
- ・ 相手国企業と契約を結んだが、外国政府の干渉により、契約の履行がされない。
- ・ 根拠不明の行政指導により、突然、許可を得るように公文書で通告された。
（なお、企業間のトラブル、輸出を目的としていない商取引及び制度自体の変更要請は対象となりません。）

支援内容

受け付けた案件については、事実関係を確認の上、外国政府や関係当局への照会や申入れを行い、その回答をお伝えします。

【実施フロー図】



ご利用方法

- (1) 窓口は、JETROの東京・大阪本部及び全国36カ所の貿易情報センターで行います。
- (2) 本制度の実施にあたっては、日本政府が依頼事項に関する照会や改善要望を外国政府に申し入れることを検討するために必要な資料等をJETROに提出して頂く必要があります。
（必要な資料等としては、個々の案件にもよりますが、不当な取扱いを受けた事実、被害内容、等があります。）

お問い合わせ先

JETRO本部（東京）ビジネス情報サービス課 TEL: 03-3582-5651

JETRO大阪本部ビジネス情報サービス課 TEL: 06-4705-8606

〔相談時間〕月～金 9:00～12:00、13:00～17:00（祝祭日、年末年始を除く）